

指定校変更制度について

江戸川区教育委員会の指定する通学区域による就学指定校以外の学校への就学は、「指定校変更の許可基準」に基づくやむを得ない事由の場合のみ、これを認めています。

次の3つの要件を満たし、かつ、下表に該当する場合に申請を受理し、審査後、結果を通知しますが、学校運営上等の理由により、指定校変更ができない場合がありますので、予めご承知ください。

1. 申請時において江戸川区民であること。
2. 保護者が指定校変更後の通学経路・通学方法を明確にした上で、通学途上の安全について責任を持つことを承諾すること。
3. 教育委員会が必要と認めた書類等が添付されていること。

※なお、この「指定校変更の許可基準」は、受入れ先の学校の定員に余裕がある場合に適用します。

「指定校変更の許可基準」

1) 身体的理由による場合

許可基準	添付書類
慢性疾患等により、長期間・定期的に通院加療を必要とする認められ、通院する病院の通学区域にある学校に通学する場合。	・診断書の写し等
住所地が通学区域境であり、健康上または身体的理由のため、通学距離・時間上最も至近な学校に通学させる必要があると認められる場合。	・健康上または身体的理由を証明する書類 ・身体障害者手帳等

2) 教育的配慮による場合

許可基準	添付書類
いじめ、不登校等に起因して、指定校に通学することが困難な場合など特に配慮が必要であると判断される場合。	・学校長または在籍園長の意見書
著しい環境の変化により、何らかの教育的配慮を要すると認められる場合。	・状況に応じた書類

3) 家庭環境による場合

許可基準	添付書類
保護者の就労により下校後の保護・監督者がいない（※1）ため、保護者の勤務地の通学区域にある学校に通学することがやむを得ないと判断される場合。（小学校のみ）	・保護者の勤務証明書
保護者の就労により下校後の保護・監督者がいない（※1）ため、児童を通学区域にある親戚等の家に預けざるを得ない場合。（小学校のみ）	・保護者の勤務証明書 ・預かり証明書
保護者が事業所（店舗・工場等）を営み、住民基本台帳上の住所と異なる居所が事実上生活の本拠地となっており、そこから通学することがやむを得ないと認められ、事業所の通学区域にある学校へ通学する場合。（小学校のみ）	・直近の確定申告書（事業所の屋号・所在地等明記）または、営業許可書の写し等
やむを得ない生活上の事情（保護者等の長期入院・遠隔地への赴任・行方不明・死亡等）により、児童を通学区域にある親戚等の家に預けざるを得ない場合。（小学校のみ）	・預かり証明書 ・事情がわかる書類等（あれば）
保護者が祖父母等の看病のため長期間自宅を離れ、その祖父母等宅の通学区域にある学校に通学することがやむを得ないと認められる場合。（小学校のみ）	・診断書の写し等
住宅の購入等により、近い将来（概ね1年以内）に転居することが確定しており、転居先の通学区域にある学校へあらかじめ通学する場合。	・購入または賃貸契約書、建築確認書、工事請負契約書等の写し
転居により現在籍校とは異なる学校が指定校となるが、引き続き現在籍校に就学を希望する場合。	・転入学通知書 ※引き続き就学を希望する学校に提出する。
兄弟姉妹（※2）が在籍しており、通学や学校と家庭との連絡等の利便性を考え同一学校に通学させることが適当と認められ、同時に在籍することが可能な場合。	・状況に応じた書類

※1 「保護者の就労により下校後の保護・監督者がいない」とは、すぐすぐスクール（学童登録し、19時まで）を利用して、保護者の帰宅が間に合わない場合

※2 弟妹の在籍により認められるのは、原則弟妹が特別支援学級に在籍している場合に限ります。

4) その他個別事情に配慮する場合

許可基準	添付書類
その他、教育委員会が特に必要と認める場合。	・状況に応じた書類